

熱中症特別警戒アラート等の入手方法

1 熱中症警戒アラート等のメール配信サービス

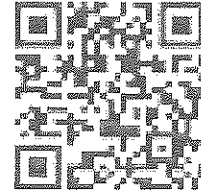
環境省が発表する熱中症特別警戒アラートと熱中症警戒アラートを、メールで配信するサービスです。受信したい発表区域を選択して、いくつでも登録できます。

1日2回、登録した区域で熱中症警戒アラートが発表されたとき、また1日1回、全国いずれかの都道府県で熱中症特別警戒アラートが発表されたとき、速やかにメールでお知らせします。

<URL>

<https://plus.sugumail.com/usr/env/home>

<二次元コード>



2 さがみはらメールマガジン「防災」

市内の気象情報、地震情報、避難指示等の災害に関する重要な情報のほか、ひばり放送でお知らせした情報等を随時配信します。

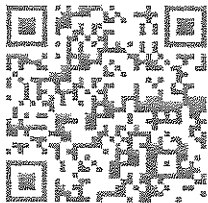
「ひばり放送」及び「さがみはら保健所メール」に登録いただくことで、熱中症特別警戒アラートが発表された場合に、情報が入手できます。以下の二次元コードから空メールを送信し、返信されたメールから登録をお願いします。

原則、市域全体に配信しますが、地域限定の情報がある場合、登録された地区へ配信する場合がありますので、情報配信を希望する地区を選択してください。

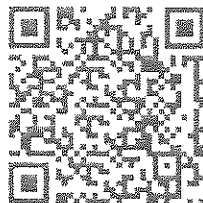
<URL>

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/1026875/koho/1026879/1006334/1006336.html>

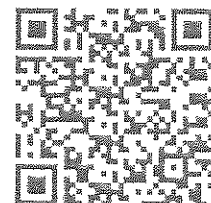
<二次元コード>



新規登録用



内容変更用



配信停止用

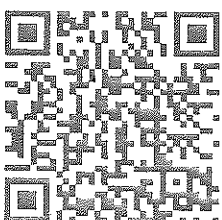
3 市ホームページ「熱中症にご注意ください！」

市ホームページでは、熱中症対策についてお知らせする他、熱中症特別警戒アラート等に関する情報を発信します。

<URL>

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kosodate/kenko/1026632/1023520.html>

<二次元コード>



熱中症特別警戒情報

[熱中症特別警戒アラート]

熱中症予防情報サイト



熱中症特別警戒アラートとは

- 広域的に過去に例のない危険な暑さ等により、熱中症救急搬送者数の大量発生を招き、医療の提供に支障が生じるようなおそれがある場合に発表されます。
- 具体的には、都道府県内の全ての暑さ指数情報提供地点において暑さ指数35以上となる時などが該当します。



熱中症特別警戒アラート等の色のイメージ

熱中症特別警戒アラート（熱中症特別警戒情報）発表中

熱中症警戒アラート（熱中症警戒情報）発表中

暑さ指数31・32に達する地域[※]

※暑さ指数31以上は、日本気象学会の指針によると、危険とされており、日本スポーツ協会によると、運動は原則中止とされている。

熱中症を予防するために

- 高齢者、乳幼児等の熱中症にかかりやすい方の周りの方は、熱中症にかかりやすい方が室内等のエアコン等により涼しい環境で過ごさせているか確認してください。
- 熱中症にかかりやすくない方も、水分補給・塩分補給をしてください。
- 校長や経営者、イベント主催者等の管理者は、全ての人が熱中症対策を徹底できているか確認し、徹底できていない場合は、運動、外出、イベント等の中止、延期、変更（リモートワークへの変更を含む。）等を判断してください。



環境省

熱中症に関する情報

暑さ指数、熱中症警戒アラート、熱中症特別警戒アラート等

暑くなる前に

- 熱中症やその対策等について学ぶ
- 住まいの工夫など（エアコンの試運転）
- 暑さになれて、暑さに強くなる準備（暑熱順化）

暑さ指数を提供している全国約840地点で、
気象情報を基に暑さ指数の予測値を算出

熱中症警戒アラート

前日17時頃に
該当地域に発表

当日5時頃に
該当地域に発表

熱中症特別警戒アラート

前日14時頃に
該当地域自治体に発表

当日0:00~23:59まで

■発表時

- ・熱中症予防行動の徹底
- ・家族や周囲の人々による見守り、声かけ等の共助等と公的な支援である共助も活用
- ・運動、外出、イベント等の中止や延期を検討推奨

共通する当日までの準備・確認事項

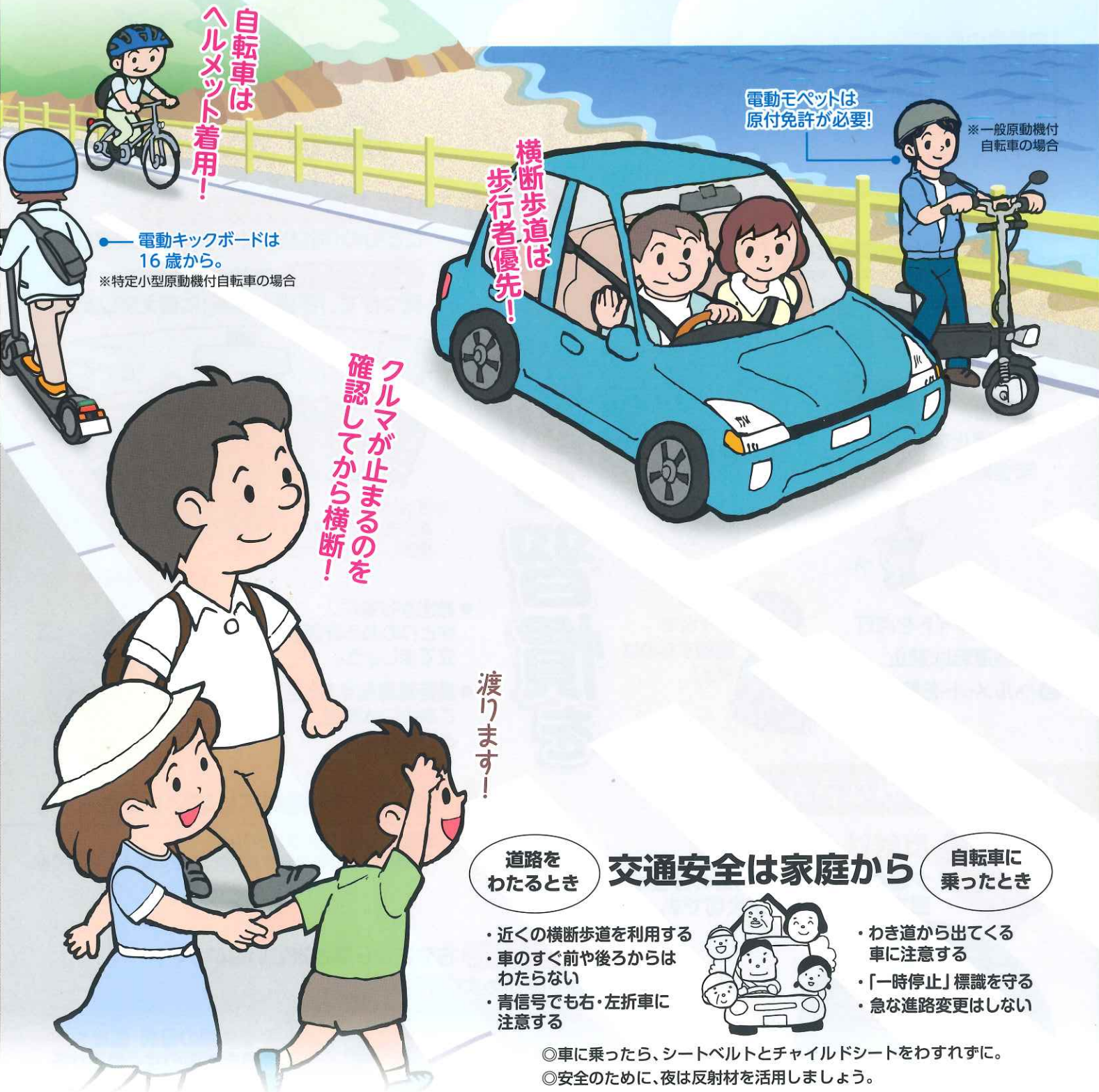
- ・涼しく過ごせる環境の確保
- ・水分、塩分補給の準備
- ・高齢者、乳幼児等熱中症にかかりやすい方への準備を確認
- ・翌日の運動、外出、イベント等の中止や延期を判断

※熱中症特別警戒アラート及び熱中症警戒アラートの発表後の取り消し、また解除の案内はございません

令和6年

夏の交通事故防止運動

～ぎりぎりの時間と車間が事故を呼ぶ～



自転車は
ヘルメット着用!

電動モペッドは
原付免許が必要!

※一般原動機付
自転車の場合

横断歩道は
歩行者優先!

● 電動キックボードは
16歳から。
※特定小型原動機付自転車の場合

クルマが止まるのを
確認してから横断!

渡ります!

道路を
わたるとき

交通安全は家庭から

自転車に
乗ったとき

- ・近くの横断歩道を利用する
- ・車のすぐ前や後ろからはわたらない
- ・青信号でも右・左折車に注意する



- ・わき道から出てくる車に注意する
- ・「一時停止」標識を守る
- ・急な進路変更はしない

- ◎車に乗ったら、シートベルトとチャイルドシートをわすれずに。
- ◎安全のために、夜は反射材を活用しましょう。

中央区安全・安心まちづくり推進協議会

自転車利用者みなさん

命を守ります

ヘルメットの着用

事故や転倒の際、頭を守ることが大切です。

自転車乗用中、事故で亡くなった人の約半数が頭部を損傷して、うち約9割がヘルメット非着用でした。(令和5年警察庁)



自転車の乗車用ヘルメットの着用は努力義務です!(令和5年4月1日から)

運転する時にかぶる他、保護者は幼児を幼児用座席に乗せるときや、幼児や児童が自転車を運転するときも、こどもにヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。

万が一の事故に備えて
自転車保険等に加入しましょう!

守りましょう! 自転車安全利用五則

(令和4年11月1日 中央交通安全対策会議 交通対策本部決定)

1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先



2 交差点では
信号と一時停止を守って、
安全確認



- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



ながらスマホで運転するのはダメ!

歩行者みなさん

早く見つけてもらえます

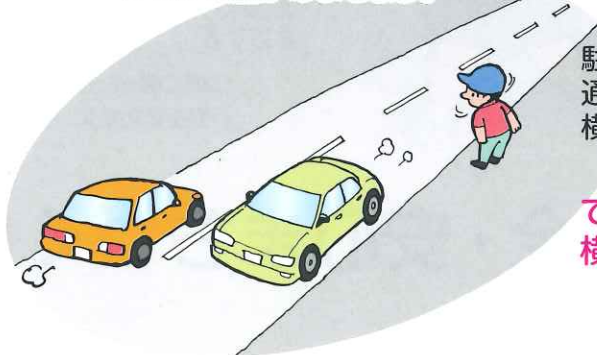
反射材・LEDの着用

夕暮れ時や夜間は、自分の存在が目立つような工夫が大切です。



※白などの明るい色の服装も効果的です。

道路を渡る前に 右や左から車が来ていないか、しっかり確かめましょう。



駐停車車両の直前・直後や通り過ぎた車のすぐ後ろから横断するのは危険です。

できるだけ、信号機のある横断歩道を利用しましょう。

一人ひとりが

身につけよう!

命を守る習慣を

ドライバーみなさん

命を守ります

シートベルトの着用

全ての席で、正しく着用することが大切です。

急ブレーキや事故の衝撃は想像以上になります。前席と同様に、後部座席もシートベルトで身を守りましょう。



こどもには体に合ったチャイルドシートを!

小学校や公園の近くなどでは

こどもの「飛び出し」を予測して減速し、

生活道路では

高齢者を早めに発見して、「不意の横断」に備えましょう。



※夜は、特に、進行方向の右側から横断してくる歩行者に注意を。

- お出かけ前に、ゆとりのある計画を立てましょう。
- 長距離運転するときはこまめに休憩をとりましょう。

「ながら運転」は絶対にダメ!



飲酒運転を絶対にしない! させない!

飲酒運転をした人はもちろん、「飲酒した人に車を貸す」等の行為をした人も厳罰です。



